

2015年11月30日

加盟団体各位

公益財団法人日本バレーボール協会
会長 木村 憲治

体罰・暴力の撲滅に向けて

先般、熊本県の小学生女子バレーボールクラブチームにおいて監督による体罰・暴力が繰り返されていたとして、熊本県小学生バレーボール連盟がこの監督を永久追放処分とし、チームの解散を命じました。

本会では、加盟団体の皆様と連携して体罰・暴力の根絶に向けて努力を継続してきた最中であり、事態を大変重く受け止めております。

一部のバレーボール関係者によるこのような行為は、本会の指導における倫理ガイドラインの「理念」にある「スポーツは本来、楽しいものだ。バレーボールとビーチバレーもまさにそうだ。選手が胸を躍らせて試合をする。練習に生き生きと励む。少年・少女は練習と試合を通じて技術を高め、チームメートとの絆を深め、フェアプレーの精神を学び、成長する。青少年もそのようにして、心身のバランスのとれた大人になる。」を実現するための大きな足かせとなり、バレーボール界全体のイメージダウンに繋がりがねません。

今回を機に、各加盟団体におかれましては、それぞれが統括されているバレーボールの活動実態把握に努め、「倫理規程」「指導における倫理ガイドライン」の再徹底、違反行為に対する適切な対処を是非お願いします。

本会では、ガバナンスとコンプライアンスの強化を緊急の課題として、現在コンプライアンス規程の施行、コンプライアンス委員会の設置準備を進めております。その中で体罰・暴力についても重要案件として、責任体制を明確にして諸施策を推進していく所存です。

体罰・暴力の一掃には、加盟団体の皆様との連携をさらに強化し、バレーボール界・スポーツ界が一体となって進めていかなければ実現は困難と考えておりますので、何卒ご理解の程お願い申し上げます。

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本会」という）の関係者（以下「本会関係者」という）が順守すべき倫理に関する事項を定めることにより、本会の社会的な信頼を確保することを目的とする。

(本規程の適用範囲)

第2条 前条に規定する「本会関係者」とは、以下の者をいう。

- (1) 本会「定款」第29条に規定する役員、並びに第47条に規定する委員会委員（以上をあわせて、以下「役員等」という）
- (2) 本会「定款」第48条に規定する事務局職員（以下「職員」という）
- (3) 本会「定款」第54条及び「登録及び登録料に関する規程」に基づいて本会に登録した個人または団体

(本会関係者の順守事項)

第3条 本会関係者は、法令、定款、社会通念、条理及び本会の定めた諸規程や決定事項を順守する。常にスポーツマン、スポーツ関係者として品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて他の範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

2 本会関係者が次に掲げる行為を行うことを禁止する。

- (1) 暴力行為、いじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントを始めとするあらゆるハラスメント、差別、暴言等、その他人権尊重の精神に反する言動
- (2) 競技のために、世界ドーピング防止規程・禁止表国際基準に規定する禁止物質を使用すること、または使用させること
- (3) 選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手にこれらを強要すること、または選手、保護者、指導者、代理人間において社会通念上良識を超える金品を授受すること（ただし、企業等から寄付の申し出があり、学校または後援会等において適切に会計処理がなされた場合は、この限りではない）
- (4) 試合、合宿等の交通費、宿泊費等を当該チーム関係者以外の企業等に支払わせること（ただし、都道府県バレーボール協会から承認された招待試合を除く）
- (5) 試合の勝敗について、あらかじめ取り決めを行うこと
- (6) バレーボールに関して授与された賞杯、メダルを金銭に換えること
- (7) 選抜された選手等を正当な理由なく日本代表チームに派遣しないなど、本会の決定した方針に従わないこと
- (8) 本会の事前の了解なく、本会の認めていない競技会等に参加すること、また、本会の認めていない競技会等の開催のために金品を収受すること
- (9) 不正な会計処理を行うこと

- (10) 暴力団など反社会的勢力の構成員となること、反社会的勢力から金品、便宜もしくははもてなしを受けること、または反社会的勢力との間で、車、金銭の貸借などあらゆる取引を行うこと
- (11) 未成年者による飲酒、喫煙
- (12) 麻薬など法令によって禁止されている薬物の譲受、譲渡、所持または使用
- (13) その他、窃盗、暴行など刑事犯罪をはじめとする上記第3条1に掲げる趣旨に著しく反する行為

(倫理委員会の設置)

第4条 本規程の解釈、運用のために、理事会の議決に基づき倫理委員会を設置する。

2 倫理委員会の委員の選任および解任は、本会理事会が決定する。

(違反行為の処分)

第5条 本規程への違反行為に対する処分は、以下のとおりとする。

(1) 役員等

解任、公認資格または委員資格の取り消しまたは停止、減給、戒告、その他必要に応じた処分

(2) 職員

就業規則に基づき、必要な処分を行う

(3) 本会に登録した個人または団体

登録抹消、無期限資格停止、期限付き資格停止、競技会への出場停止、戒告、嚴重注意、その他必要に応じた処分

2 処分の前提となる事実は、証拠及び証言に基づいて認定する。

3 処分に際しては、公正を期するため、当事者の弁明の機会を設けるものとする。

4 本規程違反の認定は、結論及びその理由を示した文書により行い、同書面には倫理委員会委員長および委員が署名する。

5 理事会は、前項の認定に従い、必要な処分を行う。ただし、定款等に別途の定めがある場合を除く。

(処分の通告)

第6条 処分が理事会により決定した際、速やかに被処分者及び被処分者の所属団体等に文書により通告する。

(不服申し立て)

第7条 本会の決定に対する不服申し立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める「スポーツ仲裁規則」、「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」、「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁またはスポーツ調停手続によって決定されるものとする。

(その他)

第8条 本規程の実施に関し必要な細則は、事務局長が理事会の承認を得て別に定める。

- 2 本規程は、理事会の議決をもって変更することができる。
- 3 本規程は、2012年3月22日から施行する。
- 4 本規程は、2015年10月20日に改定、施行する。